

【 投票の方法 】

(期日前投票・不在者投票と投票日当日の投票は投票の方法が異なります。)

1. 選挙当日（6月4日）の投票方法

- (1) 投票所入場券に記載されている投票所で投票することができます。
- (2) 投票所の受付で投票所入場券を渡して、選挙人名簿との対照を受けます。
※ 投票所入場券がなくても、選挙人本人であることが確認できれば投票することができますので、投票所にて係員にお申し出ください
- (3) 投票用紙には、あらかじめ候補者の氏名が印刷されていますので、投票しようとする候補者の氏名の上の欄に○を付して投票してください。
※ ○の記号以外のものが書き込まれたりすると、その投票は無効になりますので、ご注意ください。

2. 選挙の当日に投票所に行けない時の投票方法

仕事や旅行、入院等で、選挙の当日に投票所に行けない場合は、期日前投票や不在者投票をすることができます。

○期日前投票・不在者投票の投票方法

投票用紙には、「候補者の氏名」を記載してください。

○期日前投票（5月19日（金）～6月3日（土）、午前8時30分～午後8時）

投票日に用事のある方は、期日前投票をすることができます。投票場所等については、当ホームページ内でご確認いただけます。

ただし、一部の期日前投票所については、投票時間を変更していますので、ご注意ください。

○不在者投票（5月19日（金）～6月3日（土）、午前8時30分～午後8時）

長期の旅行や仕事、引越（県内への転出）などにより、現に選挙人名簿に登録されている市町村の投票所に行けないと見込まれる方は、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会において、不在者投票ができます。

◆ 不在者投票の流れ

- ① 投票日前日までに、選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、直接又は郵送により投票用紙等を請求します。
※ 請求から交付までに時間を要するため、早めに請求してください。
告示日の前に請求することもできます。
- ② 選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会から、「投票用紙」、「投票用封筒（外封筒及び内封筒）」、「不在者投票証明書」が郵送で届きます。
※ 不在者投票証明書の入っている封筒は開けると無効になりますので、注意してください。
- ③ 投票日前日までに、②の書類一式を持参して、滞在地（転出先）の市町村の選挙管理委員会で、不在者投票をします。
※ 不在者投票は、投票用紙に記載後、投票用内封筒に入れて封をし、更に投票用外封筒へ入れて封をし、投票用外封筒の表面に署名します。

家族で、隣近所や友達で、職場で、声を掛け合い、投票所に足を運びましょう。

